（日本船舶及び準日本船舶の確保に関する事項の公表）

第四十六条　法第四十五条の二の国土交通省令で定める事項は、日本船舶（対外船舶運航事業の用に供されるものに限る。）及び準日本船舶のそれぞれの隻数とする。

第四十六条の次に次の一条を加える。

（手数料）

第四十七条　法第四十五条の三の国土交通省令で定める額は、別表第一に定める額とする。

2　外国において法第三十九条の五第二項又は第六項の規定による船舶の総トン数等の測度を受ける場合における当該測度の手数料は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に別表第二に定める額を加算した額とする。

3　前二項の規定による手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を手数料納付書（第十四号様式による。）に貼つて納付するものとする。

第四十五条の次に次の章名を加える。

第八章　雑則

第四十三条第一項第二号中「（昭和八年法律第十一号）」を削る。

第六章を第七章とする。

第五章中第四十二条の二を第四十二条の八とする。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章　準日本船舶の認定等

（準日本船舶の認定の申請）

第三十一条　法第三十九条の五第一項の規定により準日本船舶の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した準日本船舶認定申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　船舶の名称

三　船舶の国籍

四　船舶所有者の住所及び氏名

五　国際海事機関船舶識別番号

六　総トン数等（法第三十九条の五第二項に規定する総トン数等をいう。以下同じ。）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　申請者が当該船舶を運航していることを証する書類

二　船舶の国籍及び船舶所有者を証する書類

三　船舶所有者が申請者の子会社であることを証する書類

四　法第三十九条の五第一項第一号に規定する契約の契約書の写し

五　第三十五条の総トン数等計算書の謄本

六　船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第八条及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の四十六第一項の登録を受けた船級協会（次条において「船級協会」という。）の船級の登録を受けている旨の証明書

七　当該船舶の運航に従事する船員の育成及び確保に関する計画書

（認定の要件）

第三十二条　法第三十九条の五第一項第一号の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。

一　当該船舶が国籍を有する国において、当該国以外の国の国籍を有する者又は当該国以外の国の法令により設立された法人その他の団体への船舶の譲渡の禁止、緊急時における当該国の国籍を有する船舶に対する徴用その他これらに類する措置が行われていないこと。

二　当該契約において、当該契約の確実な履行に支障を及ぼすおそれのある事項が定められていないこと。

2　法第三十九条の五第一項第二号の国土交通省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる事項とし、同号の要件は、同表の上欄に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

事項	要件
当該船舶の大きさに関する事項	総トン数五百トン以上のものであること。
当該船舶の検査に関する事項	船級協会の船級の登録を受けていること。
当該船舶の運航に従事する船員の確保に関する事項	船員の育成及び確保が確実かつ効果的に行われると見込まれること。

（測度の申請等）

第三十三条　法第三十九条の五第二項の規定により船舶の総トン数等の測度を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した総トン数等測度申請書を所轄地方運輸局長等（船舶が本邦にある場合にあつては当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局又は特定運輸支局等（運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十二条第二項に規定する事務を分掌するものをいう。第四十九条において同じ。）の長（以下この章において「地方運輸局長等」という。）をいい、船舶が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長をいう。以下この章において同じ。）に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　船舶の名称

三　船舶の国籍

四　船舶所有者の住所及び氏名

五　国際海事機関船舶識別番号

六　国際総トン数

七　起工年月日

八　総トン数等の測度を受けようとする場所及び期日

九　その他国土交通大臣が必要と認める事項

2　前項の申請書には、次に掲げる図面及び書類を添付するものとする。

一　一般配置図

二　中央横断面図

三　鋼材配置図

四　船体線図

五　上部構造図

六　国際総トン数を証する書類

3　所轄地方運輸局長等は、船舶の総トン数等の測度のため必要があると認める場合は、前項各号に掲げる図面及び書類のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

（測度の準備）

第三十四条　測度の申請をした者は、所轄地方運輸局長等が指示するところに従い総トン数等の測度の準備をするものとする。

（総トン数等の測度等）

第三十五条　所轄地方運輸局長等は、測度の申請があつたときは、船舶測度官に、当該船舶に立ち入り、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）の規定により船舶の総トン数等の測度を行わせ、かつ、総トン数等計算書を作成させ、申請者にその謄本を交付するものとする。